

令和6年4月22日  
藤原淳税理士事務所  
所長・税理士 藤原淳

## 藤原淳税理士事務所方針書

謹啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、当事務所は、所員全員が御社の永続的発展をご支援して参りたいと存じます。そのため以下の項目を徹底して参りたいと考えております。顧問契約書締結前に必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。

謹白

### 1. 黒字決算の実現をご支援申し上げます。

御社に黒字決算を実現していただくため、経営者のための情報を即時に入手できる体制構築をご支援申し上げます。

正しい情報をもとにしなければ正しい経営判断は下せません。経営環境が目まぐるしく変化する昨今のような状況において、2か月前、3か月前の業績をもとに検討していたのでは、手遅れです。タイムリーな情報をもとに打ち手を考えることが業績向上のために必要です。

また、税理士事務所の本来のサービスである税務・会計指導以外に、経営助言・IT化支援等、御社のニーズに合ったサービスを提供いたします。

### 2. 適法な節税対策を実施します。

当事務所は正しい申告と適正な納税を支援することを信条としており、脱税等脱法行為については、一切相談に応じることはできません。

ただし、決算検討会等で適正な節税対策については実施、提案させていただきます。

月次巡回監査体制を構築し、しっかりとした体制ができ次第、「税理士法第33条の2第1項の規定による書面添付」を実施します。

### 3. 毎月かならず巡回監査を実施します。

毎月かならず御社に出向き、巡回監査を実施します。

このことにより、御社の正確な月次損益が把握できるようになり、経営者の意思決定に役立つ情報、黒字決算に向けた情報を提供します。

また、巡回監査により、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真実性、实在性、網羅性を確認します。これにより、御社の会計帳簿の証拠力は格段に上がり、税務署及び金融機関等からの信頼度は抜群に高くなります。

**4. 起票や帳簿の整理等は企業自らができるようにご指導申し上げます（自計化支援）。**

当事務所は、起票(伝票の記入、パソコンへの入力等)や帳簿の整理等、本来企業が自ら行わなければならない業務については一切行うことが出来ません。ただし、契約当初においては、起票や帳簿の整理等は3か月以内に御社自身でできるように繰り返しご指導申し上げます。

**5. 経営に不可欠な業績管理体制構築をご支援申し上げます。**

当事務所では、株式会社TKC(東証一部上場)が開発した「TKC戦略財務情報システム」による自計化をご支援いたします。そして、TKC継続MASシステムにより経営計画に基づく業績管理体制(PDCAサイクル)構築をご支援申し上げます。

**6. 「税理士法第33条の2第1項に規定する申告書の作成に関する記載事項等記載書面」を実施します。**

当事務所においては、上記3「巡回監査の実施」及び上記4「自計化の実施」が出来るお客様においては、「税理士法第33条の2第1項に規定する申告書の作成に関する記載事項等記載書面」を実施いたします。この制度の本質は御社の決算や申告内容を税理士が証明するものであり、いわゆる品質保証の意味があります。詳しい内容については別紙をご確認ください。

**7. TKC モニタリング情報サービスを活用いたします。**

当事務所においては、御社の融資等の審査スピードアップや金融支援を受けうる「TKC モニタリング情報サービス」を活用いたします。当事務所では、申告書等の税務当局に電子申告いたしますが、そのタイミングで同時に御社の申告書等の内容が御社の関係金融機関に電子データで送信されるものです。時代は紙から電子の時代となり、最先端のシステムを活用いたします。